

入札保証金について

1. 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札申込期間の末日までに入札保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額です。

2. 納付書による方法

(納付方法)

- ①第1号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、入札申込期間の間に当センターへ提出する（FAX可）。
- ②納付書を当センター受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- ③納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④入札申込期間の末日までに当センター担当者へ受領書の写しを提出する。

☆入札申込期間の末日までに入札保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

(入札保証金の還付)

- ・落札しなかった場合は、第2号様式の入札保証金還付請求書を当センターへ提出し、当センターは、約2週間後に指定された口座に振り込む。
 - ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

3. 入札保証金の免除

次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札申込期間の末日までに提出した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体との種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面を入札申込期間の末日までに提出した場合。
- (3) 第3号様式に必要事項を記入し、入札申込期間の末日までに当センターに提出すること。

沖縄県病虫害防除技術センター
予察防除班：島谷
Tel:886-3880 Fax:884-9119